

令和6年10月3日(木)
令和6年度第2回さくら市地域公共交通会議(書面開催)

〈協議内容1〉

さくら市デマンド交通(コンタ号・つういんコンタ号・うのはな号)の事業計画の変更について

さくら市が実施しているデマンド交通については、令和7年2月にAIシステムを導入し、運行形態を変更します。

運行形態を変更する際には、道路運送法第15条第1項により、事業計画を変更し、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。

さくら市デマンド交通の事業計画の変更については、さくら市地域公共交通会議に諮り、皆様から承認いただいたあと、国土交通大臣(関東運輸局栃木運輸支局)に届出をすることとなっています。

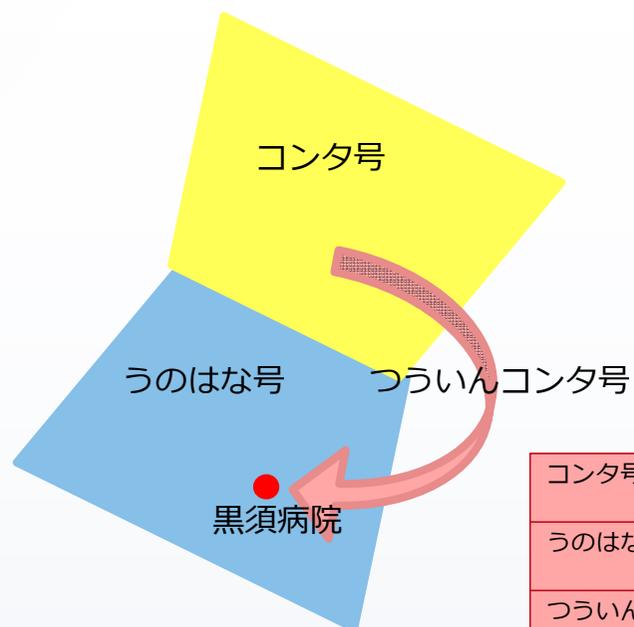
つきましては、別添事業計画変更届出書を作成いたしましたので、ご承認をお願いいたします。

※事業計画変更届出書に係る軽微な変更につきましては、事務局一任とさせていただきます。

デマンド交通システムの変更

現行

- ・コンタ号は喜連川地区内のみ運行
- ・うのはな号は氏家地区のみ運行
- ・つういんコンタ号のみ黒須病院に送迎
- ・便制度により運行



コンタ号	8便
うのはな号	6便
つういん コンタ号	4便

令和7年2月～

- ・コンタ号は喜連川地区内+イオン、氏家駅、黒須病院まで運行
- ・つういんコンタ号の名称を廃止
- ・うのはな号は氏家地区のみ運行
- ・予約がある時間だけ運行
- ・WEB予約が可能
- ・電話予約は専用のオペレーター
- ・利用登録証（500円）の廃止



令和6年 月 日

栃木運輸支局長 殿

申請者

住 所：栃木県さくら市喜連川 3835 番地 1

名 称：さくらタクシー株式会社

代表者名：代表取締役 五江 潤 一郎

一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画変更届出書

この度、下記のとおり一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画変更をしたいので、道路運送法第15条の規定により、関係書類を添えて届出いたします。

記

1. 申請者の名称及び住所並びに代表者氏名

住 所：栃木県さくら市喜連川 3835 番地 1

名 称：さくらタクシー株式会社

代表者名：代表取締役 五江 潤 一郎

2. 経営しようとする一般旅客自動車運送事業の種別

一般乗合旅客自動車運送事業（区域運行）

3. 変更しようとする事項

運行時間の変更及び目的施設の追加

4. 変更しようとする理由

- ・ AI システムの導入により、便制度を廃止するため
- ・ 喜連川地区から氏家駅・イオンタウンさくらに新たに乗入を行うため

5. 変更予定日

令和7年2月1日

6. 添付書類

別紙

【新】

○事業計画

(1) 運送の区間（コールポストを設置する場合は、発地・着地の位置として明記し図面に標記すること）

(2) 発地の発車時刻若しくは着地の到着時刻又は運行間隔時間

届出の区間番号 区間名	番号1 喜連川地区の全行政区及び喜連川地区の全行政区～黒須病院・ 氏家駅・イオンタウンさくら	最短経路の距離 km
・発地又は到着時刻	発車時刻 8時から18時までの間の旅客の予約に応じた時刻	
・運行間隔時間		
届出内容	運行時間の変更及び目的施設の追加	
届出の区間番号 及び区間名	番号2	最短経路の距離 km
・発地又は到着時刻	発車時刻	
・運行間隔時間		
届出内容	番号1の系統と統合	
届出の区間番号 及び区間名	番号 発地名（ ）～ 着地名（ ）	最短経路の距離 km
・発地又は到着時刻	発車時刻（ ）（ ） 到着時刻（ ）（ ）	
・運行間隔時間		
届出内容		
届出の区間番号 及び区間名	番号 発地名（ ）～ 着地名（ ）	最短経路の距離 km
・発地又は到着時刻	発車時刻（ ）（ ） 到着時刻（ ）（ ）	
・運行間隔時間		
届出内容		

* 最短経路の距離欄は、発地及び着地のいずれもが営業区域内にあるもの以外であって、概ね100kmを超える運行距離を運行する場合に記入する。

【旧】

○事業計画

(1) 運送の区間（コールポストを設置する場合は、発地・着地の位置として明記し図面に標記すること）

(2) 発地の発車時刻若しくは着地の到着時刻又は運行間隔時間

届出の区間番号	番号1	最短経路の距離
区間名	喜連川地区の全行政区	km
・発地又は到着時刻	発車時刻 (8:00) (9:00) (10:00) (11:00)	
	(12:30) (14:00) (15:30) (17:00)	
・運行間隔時間	8時から18時までの間に8便	
届出内容		
届出の区間番号	番号2	最短経路の距離
及び区間名	喜連川地区の全行政区～黒須病院	km
・発地又は到着時刻	発車時刻 (8:00) (10:30) (12:30) (15:00)	
・運行間隔時間	8時から15時までの間に4便	
届出内容		
届出の区間番号	番号	最短経路の距離
及び区間名	発地名 () ～ 着地名 ()	km
・発地又は到着時刻	発車時刻 (:) (:)	
	到着時刻 (:) (:)	
・運行間隔時間		
届出内容		
届出の区間番号	番号	最短経路の距離
及び区間名	発地名 () ～ 着地名 ()	km
・発地又は到着時刻	発車時刻 (:) (:)	
	到着時刻 (:) (:)	
・運行間隔時間		
届出内容		

* 最短経路の距離欄は、発地及び着地のいずれもが営業区域内にあるもの以外であって、概ね100kmを超える運行距離を運行する場合に記入する。

コンタ号氏家地区乗継拠点新旧対象図

【新】 令和7年2月～（氏家駅・黒須病院・イオンタウンさくら）



【旧】 現行（黒須病院）



令和6年 月 日

栃木運輸支局長 殿

申請者

住 所：栃木県さくら市氏家 1854

名 称：有限会社 誠タクシー

代表者名：代表取締役 佐藤 宣人 印

一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画変更届出書

この度、下記のとおり一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画変更をしたいので、道路運送法第15条の規定により、関係書類を添えて届出いたします。

記

1. 申請者の名称及び住所並びに代表者氏名

住 所：栃木県さくら市氏家 1854

名 称：有限会社 誠タクシー

代表者名：代表取締役 佐藤 宣人

2. 経営しようとする一般旅客自動車運送事業の種別

一般乗合旅客自動車運送事業（区域運行）

3. 変更しようとする事項

運行時間の変更

4. 変更しようとする理由

AIシステムの導入により、便制度を廃止するため

5. 変更予定日

令和7年2月1日

6. 添付書類

別紙

【新】

○事業計画

(1) 運送の区間（コールポストを設置する場合は、発地・着地の位置として明記し図面に標記すること）

(2) 発地の発車時刻若しくは着地の到着時刻又は運行間隔時間

届出の区間番号	番号1	最短経路の距離
区間名	氏家地区の全行政区	km
・発地又は到着時刻	発車時刻	
・運行間隔時間	9時から17時までの間の旅客の予約に応じた時刻	
届出内容	運行時間の変更	
届出の区間番号	番号2	最短経路の距離
及び区間名		km
・発地又は到着時刻	発車時刻 (:) (:) (:) (:)	
・運行間隔時間		
届出内容		
届出の区間番号	番号	最短経路の距離
及び区間名	発地名 () ~ 着地名 ()	km
・発地又は到着時刻	発車時刻 (:) (:)	
	到着時刻 (:) (:)	
・運行間隔時間		
届出内容		
届出の区間番号	番号	最短経路の距離
及び区間名	発地名 () ~ 着地名 ()	km
・発地又は到着時刻	発車時刻 (:) (:)	
	到着時刻 (:) (:)	
・運行間隔時間		
届出内容		

* 最短経路の距離欄は、発地及び着地のいずれもが営業区域内にあるもの以外であって、概ね100kmを超える運行距離を運行する場合に記入する。

【旧】

○事業計画

(1) 運送の区間（コールポストを設置する場合は、発地・着地の位置として明記し図面に標記すること）

(2) 発地の発車時刻若しくは着地の到着時刻又は運行間隔時間

届出の区間番号	番号1	最短経路の距離
区間名	氏家地区の全行政区	km
・発地又は到着時刻	発車時刻 (9:00) (10:30) (12:00) (13:30) (15:00) (16:30)	
・運行間隔時間	9時から18時までの間に6便	
届出内容		
届出の区間番号	番号2	最短経路の距離
及び区間名		km
・発地又は到着時刻	発車時刻 (:) (:) (:) (:)	
・運行間隔時間		
届出内容		
届出の区間番号	番号	最短経路の距離
及び区間名	発地名 () ~ 着地名 ()	km
・発地又は到着時刻	発車時刻 (:) (:) 到着時刻 (:) (:)	
・運行間隔時間		
届出内容		
届出の区間番号	番号	最短経路の距離
及び区間名	発地名 () ~ 着地名 ()	km
・発地又は到着時刻	発車時刻 (:) (:) 到着時刻 (:) (:)	
・運行間隔時間		
届出内容		

* 最短経路の距離欄は、発地及び着地のいずれもが営業区域内にあるもの以外であって、概ね100kmを超える運行距離を運行する場合に記入する。